

## 「瀬戸の都・高松」ロゴマークの使用に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、「瀬戸の都・高松」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の幅広い使用を促進し、本市の知名度の向上を図るに当たり、適正な使用および管理を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準においてロゴマークとは、別図第1および別図第2に掲げるものをいう。

### (使用届の提出および公表)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、「瀬戸の都・高松」ロゴマーク使用届をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、ホームページ等で届出の内容を公表するものとする。

3 使用者は、市長からの請求があったときは、速やかに使用状況が確認できる物品等を提出しなければならない。

### (使用者の責任)

第4条 使用者は、ロゴマークの使用に関する一切の責任を負うものとする。

### (使用の制限)

第5条 ロゴマークの使用については、特に制限を設けないものとする。ただし、商標法（昭和34年法律第127号）第2条に該当するロゴマークの使用については、原則として、商標法施行令（昭和35年政令第19号）別表第16類に掲げる指定商品に限るものとする。

### (使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、届出のあった日から当該年度の3月31日までを限度とする。

2 使用者は、届出のあった使用期間を超えてロゴマークを使用するときは、当該使用期間の満了する日までに、第3条第1項に規定する届出をしなければならない。

### (使用の対価)

第7条 ロゴマークの使用の対価は、徴収しないものとする。

(使用の差止め)

第8条 市長は、ロゴマークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止めるものとする。

- (1) 法令もしくは公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 第三者の権利を侵害し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、ロゴマークの使用を不適當と認めるとき。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

第2条関係  
(別図第1)



(別図第2)



年 月 日

(あて先) 高松市長

## 「瀬戸の都・高松」ロゴマーク使用届

このことについて、「瀬戸の都・高松」ロゴマークの使用に関する基準に基づき、次のとおり提出します。

住 所		
個人氏名・団体等名		TEL : - -
団体等代表者名		FAX: - -
使用責任者住所		TEL: - -
使用責任者氏名		FAX: - -
ロゴマークの種類	1 「瀬戸の都・高松」ロゴマーク 2 「瀬戸の都・高松」ロゴマーク (市制 120 周年)	
対 象 物 等		
目 的	1 使用対象物の配布 (無償・有償) 2 使用対象物を用いた役務の提供 (無償・有償) 3 その他 ( )	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	

※ロゴマークの使用が商標法第2条に該当する場合は、下記の区分とします。

区分	分類	指定商品
商品	第16類	紙, 紙製品および事務用品

備考 分類については、商標法施行令 (昭和35年政令第19号) 別表による。